

平成二十年四月一日から 新しい自治会組織が発足

住民の参画と協働のまちづくりをめざして

平成二十年四月一日からこれまでの行政区組織に変わり、新しい自治会組織が発足します。

和寒町の行政区の歴史は、昭和十五年に町内会・部落会設置規程を設け八町内会と三十一農村部としました。その区域割りは納税組合区域が基礎となったと和寒町百年史に記載されています。その後の区域の見直しでは、昭和四十八年に「市街地及び周辺地域行政区審議会」、昭和五十年に「農村部地域行政審議会」が発足して審議検討され、行政区再編の答申を受けてきました。更に平成四年に「公区設置審議会」が設置され、当時五十一の行政区を二十二行政区に再編する答申を受け、地域人口の減少や小学校廃校に伴う地域形成の見直しにより、地域の理解と協力のもと

行政区統合・再編が進められ、現在の三十三行政区となつていきます。

平成十七年に第三次和寒町行政改革大綱（計画期間…平成十八年～平成二十二年）を策定し、基本方針の一つに『住民と行政との協働による住民自治の推進』を掲げ、住民主体のまちづくり組織の役割が重要となり、まちづくりの主役である住民の積極的な参画と多様な活動を推進する、行政区から自治会組織の移行を進めてきました。

各地域での説明会・打合せを行い、地域の皆さんや町議会とも協議を重ね、地域の意向を十分に尊重し、それぞれの課題・問題点に対して一つひとつ合意を積み重ねながら進めてきました。この間、各ブロックの行政区代表者による準備委員会等を立ち上げ、

各地域において議論を深めていただきその移行準備を進めてきましたことは皆さまご承知のとおりであります。

自治会組織の発足は、和寒町の歴史にとって大きな出来事として後世に語り継がれていくこととなります。

住民自治の原点は「自らの住む地域は自ら創る」ことです。町民の皆さんが共に力を合わせ、生活環境や教育、高齢化社会等の地域の問題に地域の総力で解決していく取り組みが必要です。互いに支えあい、住みよいまちを創っていく自治会組織が今後一層重要な役割となり、住民の参画と行政との協働によるまちづくりをめざしていきます。



自治会組織の名称等

NO	自治会名	自治会館名	従来の行政区
①	恵みヶ丘 自治会	東町地域センター	1区・2区・東丘3
②	大通 自治会	産業会館	3区・4区・5区
③	西町 自治会	もみじ集会所	6区
④	仲町 自治会	町民センター	7区・8区
⑤	若草 自治会	若草集会所	9区
⑥	かたくり 自治会	三笠地域センター	10区・11区
⑦	松岡・北原 自治会	松岡地域センター	松岡・北原
⑧	東山 自治会	大成寿の家	日ノ出1, 2・大成・東和
⑨	中和 自治会	中和地域センター	塩狩・朝日・南丘1, 川西1, 2 中和1, 2, 3, 5, 6
⑩	三笠南 自治会	総合体育館	三笠2・三笠3
⑪	三和・菊野 自治会	三和地域センター	三和・菊野
⑫	西和福原 自治会	西和地域センター	西和・福原

自治会移行に伴い現在の制度を見直し、自治会組織の運営が円滑に推進できるよう新たな制度を創設しました。主な内容をお知らせします。

①自治会活動推進交付金の創設

行政区長報酬や事務交付金・公民館分館交付金等は廃止し、次の区分により交付します。これまでの各種補助金・交付金の総額を当分の間下回らない内容としました。

交付区分

ア自治会活動推進交付金：自治会活動の運営や行政協力活動として、均等割と世帯割で算定し交付する交付金

イ納税推進協力金：納税に関する協力事務・啓発活動に対する協力金

ウ敬老会交付金：各自治会での実施奨励ため、75歳以上に対する交付金

エ自治会館維持管理交付金：自治会館の維持管理費に対する交付金

オ自治会移行推進交付金：自治会活動の移行を円滑に推進し、協働による活動を促進する交付金



②地域振興補助金の創設

地域の活性化や交流を図るために計画・実施する事業に対し、年間50万円を限度に補助金を交付します。従来の公民館分館事業や老人クラブ活動、生涯学習支援事業などの補助金は廃止し、地域振興補助金に一元化します。

主な事業

ア地域活性化事業：地域イベント（夏祭り等）、環境美化や生涯学習支援などの事業

イ保健福祉活動事業：老人クラブ活動、健康づくり講演会や料理講習会などの事業

ウ生活安全推進事業：街路灯の新設や移設、補修などの事業

エ備品購入事業：自治会で必要とする備品を購入する事業



③地域担当職員を配置

各自治会に地域担当職員（町職員）を配置し、自治会と連携しながら地域活動の相談や必要な助言を行います。まちづくりや地域づくりの課題解決のため、地域のみなさんと行政が情報を共有し、知恵を出し合い活力ある地域づくりを進めます。

担当職員の業務

ア地域の情報収集や課題の把握に努める

イ行政の情報提供に努める

ウ地域の自主的な事業や自治活動への協力に努める



④行政事務文書の配布など

行政事務文書の配布は月2回に

自治会移行後も行政推進に必要な周知・配布・連絡・調査・取りまとめ等は、従来どおりお願いすることとなります。行政事務文書は、配布回数を今までの3回から2回に減らし、配布物の整理をしながら自治会の事務量の軽減に努めます。